

消費税の導入に伴う物品等供給契約の
事務手順について（通知）

平成元年 3 月 8 日 北九財調第 1 2 2 号 財政局財務部長から 契約担当課長あて
--

消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）については、昨年 1 2 月 3 0 日に施行され、本年 4 月 1 日から適用されることになりました。

これに伴い、物品等供給契約の事務手順を改めたので、次のとおり取扱うよう通知します。
なお、業務委託契約（工事に伴う調査・設計等の委託は除く。）についても、この事務手順に準じた取扱いになりますので併せて通知します。

記

1 予定価格（予定金額）

(1) 予定価格（予定金額）の設定方法

物品購入（修繕）請求控及び物品購入（修繕）伺の予定金額、並びに入札予定価格調書の予定価格を設定する場合、消費税相当額を予定金額等に適正に反映させることが必要である。

したがって、従来の方法で積算した予定金額、又は予定価格（以下「積算金額」という。）に 3 % を加算して設定する。

(2) 予定価格（予定金額）の記載方法

入札書又は見積書は、2 - (1) のとおり業者が見積った契約希望金額の $100 / 103$ の額を記載させることにしている。

したがって、入札（見積）金額と物品購入（修繕）請求控及び物品購入（修繕）伺の予定金額並びに入札予定価格調書の予定価格との比較を容易にするため、次の方法により積算金額等の 2 段表示を行う。

ア 物品購入（修繕）請求控及び物品購入（修繕）伺

予定金額欄を上下 2 段書きとし、上段に予定金額を、下段には積算金額を記入する。

イ 入札予定価格調書及び予定価格算出資料

- ・ 入札予定価格調書の金額は、前述のと通りの予定価格を記載する。
- ・ 予定価格算出資料の積算内訳欄下部に、「積算金額 $\times 103 / 100$ 円」及び「積算金額 円」を併記（ゴム印でも可）し、それぞれ金額を記入する。

2 入札（見積り）の方法及び落札者の決定

(1) 入札（見積）書の記載方法

入札（見積り）に当っては、消費税抜き価格相当額で競争させるため入札（見積）書は、業者が見積った契約希望金額の $100 / 103$ の金額を記載させること。

(2) 落札者の決定

入札（見積）書の金額と、予定価格算出資料又は物品購入（修繕）伺に記載した積算金額を比較して、落札者を決定する。

(3) 契約（確定）金額

契約（確定）金額は、入札（見積）書に記載された金額に、当該金額の 3 % に相当する額を加算した金額とする。

なお、会計法令上は、入札書に記載された金額に当該金額の $3 / 100$ に相当する額を加算した金額が相手方の申込みに係る価格であるので、留意すること。

(4) 業者への告知

ア 入札等の要領は、指名の通知及び仕様説明等の機会を利用して、文書又は口頭で次により周知させること。

「落札決定に当っては、入札（見積）書に記載された金額に、当該金額の 3 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の $100 / 103$ に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。」の旨

イ 落札者の決定に当っては、次の要領によって落札の宣言をする。

「〇〇〇〇株式会社入札書記載金額〇〇〇円、これに $3 / 100$ を加算した金額で落札」と述べる。

3 契約書等の契約（確定）金額の記載方法

(1) 契約書を作成する場合は、契約金額には 3 % 相当額が含まれていることを明記すること。

〔例 1〕物品供給契約の場合

契約金額〇〇〇〇円

特記事項欄に 契約金額＝入札（見積）金額 $\times 103 / 100$

〔例 2〕委託契約の場合

2 委託料 金〇〇〇〇円

入札（見積）金額に $103 / 100$ を乗じて得た額である。

(2) 物品購入（修繕）請求控及び物品購入（修繕）伺の確定金額欄には、契約金額を記入すること。

4 契約書の作成を省略する場合の取扱い

(1) 北九州市契約規則第 24 条の規定により契約書の作成を省略する場合の 3 % 相当額は、契約の相手方から適法な支払請求書を受理するときに加算する。この場合、契約の相手方に請求金額の内容を認識させるため、関係帳票に次のことを記載させる。

ア 窓口払いの場合：支出命令書の支払内訳書（窓口用）の支払金の内容欄に

イ 隔地払い等の場合：隔地払・口座振替依頼書、隔地払・口座振替受託書、振込票及び隔地払・口座振替通知書の請求金内容、振替金の内容、振込金の内容及び振替

金の内訳欄に「契約金額＝入札（見積）金額× 103／ 100」（ゴム印でも可）を記入

- (2) 見積書には、見積金額と契約金額の差異を明らかにするため、当該帳票の欄外下部に次のことを記載する。

契約金額（見積金額× 103／ 100）＝〇〇〇〇円

5 支出命令書の記載及び整理方法

- (1) 支出命令書の表面請求金額及び支払金額欄は、契約（確定）金額を記入する。
(2) 支出命令書の裏面、納品書欄等には契約金額の 100／ 103に相当するものを記入し、欄外下部に次のことを記載する。

契約金額（入札（見積）金額× 103／ 100）＝〇〇〇〇円

6 単価契約、価格協定に関する取扱い

一定期間反覆継続して使用する物品の調達は、単価契約又は価格協定（以下「単価契約等」という。）を行うが、その取扱いは次のとおりとする。

- (1) 単価契約等の契約は、業者の契約希望単価の 100／ 103の額で基本契約を行う。この場合、3／ 100相当額は代価支払の際に加算する旨を契約書に付記する。
(2) 単価契約等を締結した場合は別途通知するが、通知する単価は前記の金額（業者の契約希望単価の 100／ 103の金額）である。
(3) 契約単価に 3／ 100相当額を加算する時期は、契約の相手方から適法な支払請求書を受理するときとし、その算式は次のとおりとする。

その結果、金額の総額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

算式 契約単価×購入総量× 103／ 100

7 車両購入の取扱い

乗用自動車等の車両には、自動車重量税が併課され、また消費税が非課税扱いとなる自動車損害賠償責任保険料（以下、この 2 つの経費を「諸経費」という。）を要する。

したがって、車両の購入は次により行う。

- (1) 予定価格は、積算金額に 3 %（平成元・ 4・ 1～平成 4・ 3・ 3 1 の間 5 5 0 C C を超える普通乗用自動車の場合 6 %）相当額及び諸経費を加算して設定する。
(2) 入札（見積）金額は、諸経費を除いた業者の契約希望金額の 100／ 103（平成元・ 4・ 1～平成 4・ 3・ 3 1 の間 5 5 0 C C を超える普通乗用自動車の場合 100／106）の金額を記載させる。
(3) 落札（契約）金額は、入札（見積）金額に 3 %（又は 6 %）相当額及び諸経費を加算した額とする。

8 上記方法により難しいものの例示

上記入札方法等は、原則として全ての調達契約について適用することが適当であるが、次のような契約はこの方法により難しいものである。

- (1) 商品券、ビール券、図書券等の物品、切手の買入契約その他非課税取引に係る契約
(2) 交換契約、その他市の支出原因となる契約と収入原因となる契約が混在する契約

9 その他

- (1) 市が取り引きしようとする業者が消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、原則として同一の取扱いとすること。
- (2) 総価契約において、入札書又は見積書に記載された金額の $103/100$ に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

10 帳票の記入要領

(省 略)